

## 働き方改革推進に係る法令改正等説明会が開催されました。

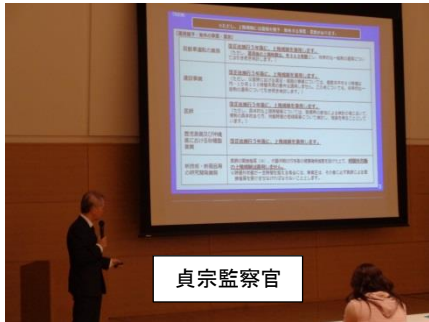
平成30年11月14日、働き方改革推進に係る法令改正等説明会が、新見市のまなび広場にいみで開催されました。

これは、平成30年6月の働き方改革関連法案の可決成立を受け、岡山労働局・労働基準監督署と岡山産業保健総合支援センターが、県内の6会場で開催するものです。

本説明会では、地元新見労働基準監督署の須々木署長のあいさつの後、働



須々木署長



真宗監察官

- ①岡山労働局労働基準部監督課担当官が残業時間の上限規制等労働時間法制の見直しについて
  - ②同局雇用環境・均等室担当官が雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について
- それぞれ説明をしました。

岡山産業保健総合支援センターは共催団体として、「治療と仕事の両立支援」について、森永陽子両立支援促進員が説明を行いました。

最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難しくなってしまいます。



丸山指導員

治療と仕事の両立支援は、疾病を抱える労働者が治療と仕事を両立できるように、事業場で必要となる支援をする取組のことで、働き方改革実行計画に盛り込まれており、事業場において積極的に取り組むべき課題となっております。

この説明会には、61名の方が参加されました。



森永促進員

働き方改革推進に係る法令改正等説明会は、12月20日までに、岡山、倉敷、津山、笠岡、和気の5会場で開催されます。

★説明会の申込は[こちら](#)

事業者・労働担当者の皆さんへ

働き方改革推進に係る  
法令改正等説明会のご案内！！

～時間外労働の上限規制等の労働時間法制の見直し、治療と仕事の両立等～

岡山労働局・各労働基準監督署  
(共催)岡山産業保健総合支援センター

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が本年6月29日に可決成立し、7月6日に公布されたことを受け、県内の6会場で「働き方改革推進に係る法令改正等説明会」を開催します。

本説明会では、改正された働き方改革関連法の中でも、労働時間の上限規制、年次有給休暇制度、フレックスタイム制度、正規と非正規との待遇差の解消などについて、改正点を詳しく説明することとしております。

また、障害を抱える働く人への雇用の確保上の所得が認められる状況にあるなど、働き方改革を推進する上で大きな課題でもある、働く人の「治療と仕事の両立支援」についても説明を予定しております。

多くの方のご参加をお待ちしています。

開催日時・場所			
会場	開催日時	開催場所	定員
① 新見会場	11月14日(水) 14:00～16:00	新見市新見123-2 まなび広場にいみ 小ホール	100名
② 笠岡会場	11月20日(火) 14:00～16:00	笠岡市六番町1-10 笠岡市民会館 第一会議室	100名
③ 和気会場	11月22日(木) 13:30～15:30	和気郡和気町民所2 和気商工会館 3階 大ホール	100名
④ 津山会場	11月28日(水) 13:30～15:30	津山市大田920 グリーンヒルズ津山 リージョンセンター ペンタホール	100名
⑤ 倉敷会場	12月6日(木) 14:00～16:00	倉敷市福町町古新田940 ライフパーク倉敷 中ホール	100名
⑥ 岡山会場	12月20日(木) 14:00～16:15	岡山市中区桑野715-2 岡山ふれあいセンター 大ホール	300名

■ 参加ご希望の方は、裏面の申込書に記載の上、参加申込書のあて先にFAX等で申し込みください。入場券等は発行しませんのでご了承ください。

■ 参加申し込み締切日 平成30年10月23日(火)  
ただし、定員になり次第締め切らせていただきますので、ご了承ください。  
〔なお、締切日以降も定員に達しない場合は参加可能ですので、お問い合わせください。〕